

広報ひた

No.1040

2012

8.1

ひた

災害に関するお知らせ

表紙 支え合うところ

(ボランティアの申込みをする高校生)

7月3日・14日に日田を襲った大雨は、甚大な被害をもたらしました。そんな中、地元の高校生を含む多くの市民、そして市外の方々が、片付け等の手伝いをするボランティアに参加してくれました。

融資 災害復興住宅融資

【問合せ】住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

7月3日からの豪雨災害により住宅に被害を受けた方が、住宅の建設・新築購入・補修をする場合に受けられる融資です。融資額や融資条件等は、住宅金融支援機構にお問い合わせ又は下記のホームページをご覧ください。

独立行政法人住宅金融支援機構 <http://www.jhf.go.jp/index.html>

過去に災害に便乗した「住宅修理の勧誘」や「点検商法（上下水道等）」の悪質商法が多数発生しています。「市から依頼を受けて来た」「消防署から来た」と電話や訪問をして、しつこく契約を勧めたり、急がせたりする不審な業者には注意しましょう。

災害に便乗した悪質商法に注意を！

環境課生活環境係 ☎228208（市役所2階）



高圧洗浄機の貸出し
災害により、家屋などに入り込んだ泥などを洗浄する高圧洗浄機を自治会に貸し出します。希望する自治会は、お申し込みください。詳細は、左記にお問い合わせください。

災害に関するお知らせ

高圧洗浄機の貸出し

災害により、家屋などに入り込んだ泥などを洗浄する高圧洗浄機を自治会に貸し出します。希望する自治会は、お申し込みください。詳細は、左記にお問い合わせください。

納税の猶予

災害により市税や県税の徴収を猶予します。詳細は、お問い合せください。

自動車税、個人事業税、不動産所得税等

税務課資産税係 ☎228206（市役所1階）

固定資産税 災害により固定資産が滅失又は減損したり、著しく価値を減じた場合、お問い合せください。

市税・県税等の減免

市県民税、国民健康保険税、介護保険料

消費者ホットライン ☎0570-064-370

何かおかしいと感じたときや被害に遭ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください。

申告時の雑損控除

災害により資産（事業用の資産は除く）に損失が生じた場合は、確定申告や市県民税申告で雑損控除の適用が受けられる場合があります。

雑損控除

税務課市民税係 ☎228396（市役所1階）

所得税では、減免を受けるか雑損控除を受けるかは納税者の選択とされています。損失の金額には災害に関連した次のような支出も含まれますので、領収書は来年の申告まで保管しておいてください。

上下水道料金の減免

日田税務署 ☎22136

住宅等の清掃用に使用した場合

金を期限内に納付できないと認められる場合は、納税の猶予（1年以内）が認められますので、お問い合せください。

上下水道料金の減免

災害により、上下水道の使用量が減少した場合、6月の使用水量で計算し、7月の使用料金を20㎡で計算。また、メーターの埋没等で検針ができなかった場合は、6月の使用水量で計算し、来月に検針ができた時点で減免を行います。

内容

全額免除（一時入居終了まで、最長1年）

申請方法 左記に備付けの上下水道使用料金減免申請書に必要事項を記入し、り災証明書を添付の上、水道課に申請

必要書類

り災証明書、住民票の謄本及び印鑑証明書

必要書類 印鑑、住宅被災写真（可能な限り）、本人確認ができるもの

り災証明書とは、各種の被災者支援制度の適用を受けるために必要な書類の一つで、建物の被害程度について証明するものです。

7月3日からの豪雨災害に対する支援

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。被災された場所に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載している問合せ先にご相談ください。（平成24年7月24日現在）

り災証明書の申請手続

【問合せ】税務課資産税係 ☎228206（市役所1階）

7月3日からの豪雨災害により建物（家屋等）に被害を受けた方に対して、り災証明書の申請受付を行います。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

受付場所 税務課資産税係

必要書類 印鑑、住宅被災写真（可能な限り）、本人確認ができるもの

り災証明書とは、各種の被災者支援制度の適用を受けるために必要な書類の一つで、建物の被害程度について証明するものです。

※同一世帯でない方が申請に来る場合は、委任状が必要です。

※現地確認及び証明書の発行は、後日になります。

※補修を行う前に、被害家屋の写真を撮影しておいてください。

給付 毛布・緊急セット（日本赤十字関係）

【問合せ】健康保険課国保・年金係 ☎228271（市役所1階）

毛布・緊急セット（タオル、軍手、絆創膏、ラジオ等24品目）を下記のとおり配分します。

区分	毛布	緊急セット
全壊、流出、半壊等で寝具が使用できない場合	世帯人員枚数	世帯人員4人ごとに1個
半壊、床上浸水		

給付 日田市災害被災者住宅再建支援金

【問合せ】健康保険課国保・年金係 ☎228271（市役所1階）

次のような被害に遭われた建物にお住まいの方は、日田市災害被災者住宅再建支援金が受けられます。

全壊 住宅がその住居のための基本的機能を喪失したもの

半壊 住宅がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの

床上浸水 床上浸水及び土砂等の堆積により、一時的に居住することができないもの

必要書類 住民票、り災証明書、通帳の写し等

貸付 災害援護資金

【問合せ】健康保険課国保・年金係 ☎228271（市役所1階）

住居や家財に損害がある場合は、災害援護資金の貸付を受けることができます。

なお、所得の状況により貸付を受けることができない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

必要書類

所得証明書、り災証明書、滞納のない証明、住民票の謄本及び印鑑証明書

※日田市災害被災者住宅再建支援金、災害援護資金に必要な住民票等は無料で交付します。

水郷TVの使用料等減免

災害により住宅等が一定以上の損害を受けた方は、使用料・加入金・引込み工事費が減免される場合がありますので、お問い合わせください。

情報統計課水郷テレビ情報係
☎ 228229 (市役所6階)

市営住宅の使用料減免

■対象 住宅が全壊、半壊、一部損壊又は床上浸水等で、住む場所がなく、一時的に市営住宅に入居する方

■内容 一時的に入居した住宅の使用料を1年間免除

■申込方法 左記に備付けの申請書に必要事項を記入の上、災証明書を添付し提出

■建築住宅課住宅係
☎ 228218 (市役所5階)

農地・農業施設（農道・水路）の災害復旧

農地・農業施設（農道・水路）が被災した場合、状況によって国の災害復旧事業に適用できる場合があります。また、それ以外の小規模な災害復旧工事は、市の災害復旧事業が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。

■農業振興課基盤整備係
☎ 228202 (市役所3階)

児童手当支給制限の解除

災害により所有する住宅・家財等に損害を受けた方は、児童扶養手当の支給制限が解除される場合がありますので、お問い合わせください。

■子ども未来室家庭支援係
☎ 228292 (市役所1階)

保育料の減免

災害により居住する家屋に損害を受けた方は、保育料の減免が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。

■子ども未来室子育て支援係
☎ 228292 (市役所1階)

後期高齢者医療保険料の減免

災害により被保険者又はその属する世帯の世帯主が所有する住宅等が被害を受け、その損害額が住宅等の価格の10分の3以上あり、前年の合計所得が1000万円以下の場合、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

■健康保険課国保・年金係
☎ 228271 (市役所1階)

国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免・徴収猶予

災害により資産に重大な損害を受け、前年又は災害発生以前の収入と比較して収入額が減少した世帯の世帯主は、国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免若しくは徴収猶予を受けることができます。

※収入額には一定の基準があります。
■健康保険課国保・年金係
☎ 228271 (市役所1階)

介護サービスの利用料の軽減

災害により、要介護等認定者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が次の対象に該当する場合、介護サービス等の利用料（自己負担額）が減額又は免除されます。

■対象

- ・災証明書の損壊の程度が、全壊、大規模半壊、若しくは半壊であること
- ・申請が災害の発生の日から1年以内に行われていること
- ・世帯員全員の前年合計所得金額が300万円以下であること
- ・生活保護の被保護者でないこと

■適用期間 申請を提出した日の属する月の翌月から起算して12か月

■申請方法 申請書、災証明書及び同意書を介護保険係に提出するか、担当のケアマネジャーに提出の代行を依頼
※税務課資産税係で災証明書を

の発行を受けた後に減額申請の手続を行ってください。

■長寿福祉課介護保険係
☎ 228264 (市役所1階)

緊急採用奨学金の減額返還・返還期間猶予の受付

独立行政法人日本学生支援機構

緊急採用奨学金の減額返還

申込資格

- ① 次①～④の要件を全て満たす満24歳以下の方
- ② 平成24年度に高校、高専、専修学校（高等課程及び専門課程に限る）、短大、大学に在学中の方
- ③ 学業その他の優れた資質を有すると認める方
- ④ 保護者が、日田市内に引き続き2年以上住所を有している方

■申込期間 8月1日(水)～31日(金)

※申込要項・用紙は教育総務課に備え付けています。

■返還猶予の受付

■申込方法

り災証明書及び教育総務課に備付けの猶予願を提出

■教育総務課総務企画係
☎ 228234 (市役所別館3階)

歴史資料の保存を

■歴史資料の例 古文書、和とじの書籍、明治、大正、昭和の日記・ノート・写真・アルバム・手紙・はがき、古い屏風やふすま（下張りした和紙に、古文書などが使われている）などがあります。掛け軸などの書や絵画これらの資料は、地域の歩みを伝える貴重な資料です。

災害時の写真を募集

市では、今回の豪雨における被害状況等の記録と今後の対策のため、皆さんが撮影した災害時の日田市の写真を募集しています。

■送付先 koho@city.hita.oita.jp

※送付の際は、住所、氏名、連絡先、撮影場所など写真の説明をご記入ください。

※件名を「災害写真の提供」と入力し、送信してください。

※データのサイズが5メガバイトを超える場合は、複数に分けてお送りください。

※提供に関する遵守事項

- ・提供した写真の著作権は、提供者に帰属します。ただし、提供者は市に対して提供した写真を広報等で使用する（複製・展示・貸与・出版を含む）権利を無償で許諾するものとします。
- ・他の書籍やサイト等から無断コピー（ダウンロード）した写真

復興支援金を受け付けています

真等、著作権法などの法令に抵触するものの提供は行わないでください。

■総務課広報係
☎ 228627 (市役所4階)

■受付窓口

会計課（市役所1階）、各

振興局・振興センター

■受付時間 平日の午前8時

30分～午後5時

■受付口座（口座名義：大分

県日田市災害支援）

大分銀行日田支店（普通）

5708270

日田信用金庫本店（普通）

0279533

※大分県内の大分銀行、日田信用金庫の本・支店の窓口（ATMを除く）は振り込み手数料が無料です。

■現金書留

全国の郵便局から無料で送金できます。

■宛て先 〒877・8601

田島2丁目6・1

日田市役所会計課

※封筒の表に「救助用郵便」と記載してください。

■受付期限

8月31日(金)

皆さんの温かいご支援とご

協力をお願いいたします。

■会計課出納係

☎ 228207 (市役所1階)

災害時の情報収集と避難時の備え

災害対策の基本は情報収集。日頃から天気予報を気に掛け、注意が必要なときにはテレビやインターネット等で最新の情報収集をすることが大切です。また、市では水害や土砂災害に備えて避難場所を指定しています。状況に応じて避難勧告や避難指示が出されますが、危険を感じた場合は早めに自主的な避難を開始してください。

情報収集

天気予報、注意報・警報等の情報

その日の天気や注意報・警報の情報、降水確率等を自動音声で案内します。

☎ (市外局番) +177

土砂災害情報・土砂災害危険箇所（大分県砂防課）

土砂災害による被害のおそれがある箇所を確認することができます。

土砂災害情報 <http://sabo.pref.oita.jp/dosya/index.html>

土砂災害危険箇所 http://sabo.pref.oita.jp/bousai_s/dosya_map/sabomap.htm

雨量・水位観測情報（大分県河川課）

大分県内の河川の雨量・水位と状況が分かります。

<http://river.pref.oita.jp/>

防災情報各種（九州地方整備局）

九州の防災に関する各種情報へのリンク集です。

http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/

避難時の備え

非常持出袋

避難するときに持ち出す最小限の必需品です。避難時に支障がないよう、必要最低限のものをまとめて、すぐに取り出せるところに保管しておきましょう。

- ・携帯ラジオ、懐中電灯、貴重品、救急医薬品、非常食、衣料品、タオル、軍手、ビニール袋、ティッシュなど



市が発令する3段階の避難情報

市が発令する避難情報には、住民の皆さんの避難準備を促す【避難準備情報】と避難を促す【避難勧告】、人的被害が発生する危険性が高いと判断されたときに発令する【避難指示】の3つがあります。

防災無線や市ホームページ、ひた防災メール等で市から避難情報が出た場合には、速やかに身の安全を確保してください。また、避難勧告などが出ていなくても身の回りに危険を感じたら、自主的に避難することが大切です。

日田市災害ハザードマップ

小学校区ごとに河川氾濫・土砂災害時の危険箇所や避難所の情報が示された「日田市災害ハザードマップ」。家族や近所の人と共有し、確認し合うことが大切です。市ホームページでご覧になれます。



❗ 以下のような注意報や警報の呼び掛けに注意を

我が国では、台風や低気圧、前線などによる大雨、大雪、暴風、高波、高潮などによって毎年のように風水害、土砂災害などが発生しています。このような災害を防止・軽減するために、大分県気象台が警報や注意報、気象情報などを発表し、注意や警戒を呼び掛けています。

【注意報】

災害が起こるおそれのあるときに行う予報で、下記の16種類の注意報があります。

- ・大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着水注意報、着雪注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報

【警報】

重大な災害が発生するおそれがあるときに行う予報で、下記の7種類の警報があります。

- ・大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報

【土砂災害警戒情報】

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

■土砂災害の前兆(資料提供：NPO法人砂防広報センター)

- がけ崩れ
 - ・斜面から水が湧き出す
 - ・小石がバラバラと落下する
 - ・斜面が膨らむ
 - ・斜面に裂け目ができる
- 地滑り
 - ・急に水が湧き出す
 - ・山腹に亀裂や段差が生じる
 - ・地鳴りがする
 - ・池や沼の水位が急変する
- 土石流
 - ・溪流の水が急に減る
 - ・溪流内で石が転がる音がする
 - ・川の水が急激に濁る
 - ・木が流れてくる



【問合せ】 防災・危機管理室 ☎ 22 - 8363 (市役所4階)

ひた防災メールをご利用ください

1

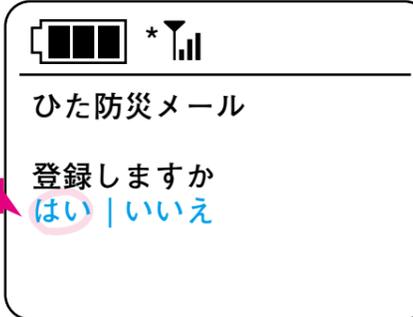


ひた防災メールは震度情報や気象警報、災害情報や避難情報等の市からのお知らせ、週間天気予報などの情報をメールでお知らせするサービスです。

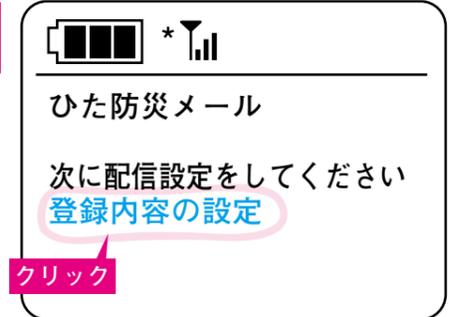
下記のメールアドレスを直接入力するか携帯電話のカメラ機能で左記の2次元バーコードを読み取り、空メールを送信して登録してください。

メールアドレス hitacity@jijo.bosai.info

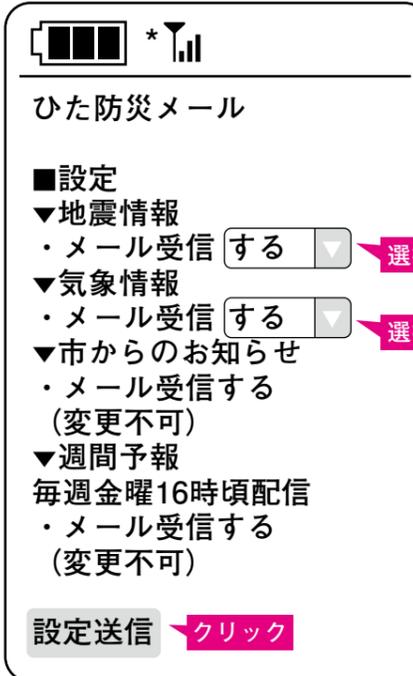
2



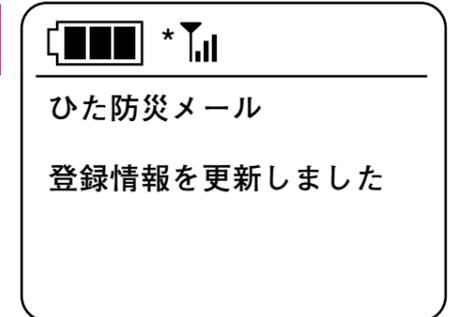
3



4



5



日田市防災情報の携帯サイトでは、ピンポイント予報や週間予報、警報注意報、土砂災害警報情報、雨雲の様子等もチェックできます。

- 1 携帯電話のカメラ機能を使用し、2次元バーコードを読み取ります。
- 2 読み取ったメールアドレス宛てに空メールを送信します。配信登録案内メールが返信されます。
- 3 配信されたURLにアクセスします。配信登録画面が表示されるので、配信を希望する情報を選択します。
- 4 設定が完了したら「設定送信」ボタンを押します。
- 5 登録完了の画面が表示され、登録完了です。

※登録前の事前確認 (迷惑メール防止機能の確認)
迷惑メール防止機能を使っている人は、登録をする前に、@jijo.bosai.infoのドメインからのメールが受信できるように設定を確認してください。設定方法は、各プロバイダー及び各携帯電話会社にご確認ください。
※登録は無料ですが、登録に関わる通信料及びメール受信に関わる通信料は利用者負担です。
※ひた防災メールは情報配信のみで、問合せ・返信には対応できません。
※平常時は防災行政無線の放送内容などを配信します。

お知らせ
**国民健康保険限度額適用認定証と
 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
 の申請受付**

【問合せ】健康保険課国保・年金係 ☎②8271

国民健康保険（以下「国保」）に加入している人のうち、70歳未満の人又は70歳以上で住民税非課税世帯の人は、病院にかかる際に認定証を医療機関へ提示すると、自己負担の支払が限度額までとなります。

必要な人は、あらかじめ申請をして認定証の交付を受けてください。

※平成24年4月1日からは、外来診療についても認定証が使えるようになりました。

▶申請窓口 健康保険課国保・年金係、各振興局・振興センター（振興センターは申請のみ）

▶申請に必要なもの 国民健康保険証、印鑑

適用区分	自己負担額	入院時の食事代 (1食当たり)
70歳未満の人の自己負担額（月額）		
上位所得者 ※1	15万円＋ (医療費－50万円) × 1%	260円
一般	8万100円＋ (医療費－26万7,000円) × 1%	
住民税 非課税世帯	3万5,400円	210円 160円※2
70歳以上の人の自己負担額（月額）		
住民税 非課税世帯 (低Ⅱ) ※3	外来＋入院（世帯単位） 2万4,600円 外来（個人単位）8,000円	210円 160円※2
住民税 非課税世帯 (低Ⅰ) ※4	外来＋入院（世帯単位） 1万5,000円 外来（個人単位）8,000円	100円

- ※1 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯
- ※2 過去12か月間の入院日数が91日以上で、長期認定を受けた場合
- ※3 世帯主と国保に加入している人が住民税非課税で、低Ⅰ以外の人
- ※4 世帯主と国保に加入している人が住民税非課税で、その世帯の各所得金額が0円の人

※国保税を滞納していると、認定証の交付は受けられません。
 ※転院等、複数の医療機関への支払で限度額を超える場合、後からの申請で高額療養費の支給を受けることができます。（高額療養費の申請には、領収書・印鑑・世帯主の口座番号が必要）

※保険対象分の治療費のみで、保険対象外等の支払は該当しません。

※世帯員の異動があった場合、適用区分が変わることがありますので、必ず届出をしてください。

※既に認定証を持っている人で、有効期限が平成24年7月31日と書かれている認定証は更新の手続きが必要です。

イベント
平成25年日田市成人式

【問合せ】社会教育課生涯学習推進係 ☎②6868



▶とき 平成25年1月13日(日)
 式典 午前11時～（受付は午前10時から）

▶ところ パトリア日田

▶対象 平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

※日田市の住民基本台帳に登録されている人には、12月中旬にはがきで通知します。

※日田市の住民基本台帳に登録されていない人で参加を希望する人は、11月20日までに社会教育課に連絡してください。12月中旬までにはがきで通知します。

司会者、二十歳の決意発表者などを募集します

▶募集内容

- ・司会者 2人
- ・二十歳の決意 2人（新成人としての決意やメッセージを発表）
- ・ピアノ演奏 1人（スタインウェイピアノでの演奏）

▶申込方法 住所、氏名、電話番号を記入の上、はがき又はファックスで申込み（電話でも可）

▶申込期限

9月3日(月)

▶申込先

〒877-0003 上城内町2-6
 社会教育課生涯学習推進係（中央公民館内）
 ☎②6869

講座
咸宜園教育研究センター定期講座

【問合せ】咸宜園教育研究センター ☎②0268

今年、没後150年を迎える廣瀬旭莊をテーマにした講座を開講します。

とき	内容
9月27日(木) 午後7時30分～9時	「淡窓・旭莊の往復書簡」 佐賀大学名誉教授 井上敏幸氏
9月28日(金) 午後7時30分～9時	「大塩の乱と廣瀬旭莊」 帝塚山学院大学准教授 福島理子氏
10月6日(土) 午後7時30分～9時	「廣瀬旭莊と幕末の大坂」 大阪大学講師 合山林太郎氏
10月27日(土) 午後2時～4時	「江戸における廣瀬旭莊」 明治大学教授 徳田 武氏

▶ところ パトリア日田スタジオ1

▶受講料 無料

▶募集数 80人（先着順）

▶申込方法

住所、氏名、連絡先を記入の上、はがき又はファックス、メールのいずれかで申込み

※電子申請有り。

▶申込先

〒877-0012 淡窓2-2-18
 咸宜園教育研究センター
 ☎②0268

✉ kangien@city.hita.oita.jp

▶申込期限 8月31日(金)

お知らせ
**後期高齢者医療の
 還付金詐欺に注意!**

【問合せ】健康保険課国保・年金係 ☎②8271
 大分県後期高齢者医療広域連合
 ☎097-534-1771

全国各地で還付金詐欺が発生しています。厚生労働省、社会保険庁、市・広域連合の職員を装い、「年金の払戻しがある」「医療費の戻りがある」とキャッシュカード等をだまし取られたり、ATMに誘導されたりして口座から現金を引き出されるなどの被害が発生しています。

不審に思ったときは、すぐに健康保険課又は大分県後期高齢者医療広域連合に連絡してください。

イベント
第8回日田夏まつり

【問合せ】日田まつり振興会事務局（観光課内）
 ☎②8210

水郷日田の夏の風物詩、日田夏まつりを今年も開催します。皆さん奮って参加してください。

▶とき 8月18日(土) 午後6時～9時

※午後5時30分から抽選番号付きのうちわを配布します。（数量限定）

※雨天時は中止になる場合があります。

▶ところ 中央公園（パトリア日田前）

▶内容

アトラクション（太鼓演奏・舞踊・歌謡曲）、岳減鬼太鼓、オープニングセレモニー、市民総踊り等（内容は変更する場合があります）

※芝生の上でのイベントのため、草履やげた（サンダルタイプのもの）など、裏の柔らかいもので参加してください。皆さんのご協力をお願いします。

※お楽しみ抽選会の他、焼き鳥やかき氷、たこ焼き等の屋台もあります。

市民総踊り練習会

▶とき 8月5日(日) 午後6時～

▶ところ パトリア日田ギャラリー

※うちわを持参してください。

お知らせ
8月は福祉手当の支給月

【問合せ】社会福祉課障害福祉係 ☎②8290

8月は、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給月です。受給者から届出のあった金融機関の口座に、5月から7月までの3か月分を振り込みます。

▶振込日 8月10日(金)

※次のような場合は手当が支給できなくなりますので、必ず届け出てください。

- ・受給者が死亡又は市外へ転出した
- ・病院等（診療所及び介護老人保健施設を含む）に3か月以上継続して入院している
- ・福祉施設（介護老人福祉施設や障がい者の援護施設など）に入所した

※特別障害者手当・障害児福祉手当とは、精神又は身体に重度の障がいがあるために、日常生活で常時特別の介護を要する人に手当を支給するものです。

お知らせ

原爆死没者・戦没者の慰霊と平和祈念の黙とうを

広島、長崎に原爆が投下されて今年で67年目を迎えます。市では、今年も原爆死没者、戦没者の霊を慰め、世界恒久平和の実現を祈念するため、「広島・長崎に原爆が投下された日時」と「戦没者を追悼し平和を祈念する日」にサイレンを1分間吹鳴します。職場や家庭等で敬けんな黙とうをお願いします。

※サイレン吹鳴の前に「事前案内放送」を行います。

とき

- ・8月6日(月) 午前8時15分(広島)
・8月9日(木) 午前11時2分(長崎)
・8月15日(水) 正午(終戦記念日)

非核・平和図書を活用を

淡窓図書館では、非核や平和に関する図書を随時、貸し出しています。是非、活用してください。

問 総務課行政係

☎28201 (市役所4階)

国有財産を公売します

一般競争入札

公売物件

- ・売払い価格 1330万円
・受付期限 9月21日(金)
(午前8時30分〜正午、午

Table with 3 columns: 所在地, 地目, 面積. Rows include 丸山1丁目228-2, 丸の内町601番4, 大字北豆田字湯尻1635-4.

入札参加資格 個人・法人

を問わず参加可能(一部法令の規定により参加できない場合もあります)

入札参加期限 8月10日(金)

開札日 8月21日(火)

※入札方法等の詳細は、大分労働局ホームページ

(http://oita-roudokyo.kyokushimhw.go.jp/)をご覧ください。

問 大分労働局総務課会計第2係

☎097・536・3211

売払い

売払い物件

- ・所在地 城町2丁目853番23
・地目 宅地
・面積 839・36㎡

売払い価格 1330万円

受付期限 9月21日(金)

(午前8時30分〜正午、午

後1時〜5時15分 ※閉庁日は除きます。

九州財務局大分財務事務所 管財課

☎097・532・7107

平成24年度狩猟免許 更新手続

対象 平成21年度に狩猟免許を取得又は更新した人

更新日・場所

①旧日田市、天瀬町、大山町 在住の人が対象

9月4日(火) 中央公民館

②前津江町、中津江村、上津江町在住の人が対象

9月6日(木) 中津江振興局3階大会議室

※時間はいずれも午前9時〜午後5時。

種別 第一種・第二種銃

猟、網猟・わな猟

更新手数料 各2800円

申込方法 印鑑、手数料、証明写真、医師の診断書又は銃所持許可証、返信用封筒(80円切手貼付)を持参の上、申込み

申込期間 8月6日(月)〜17日(金)(土・日曜日を除く)

大分県西部振興局森林管理班

☎22585

日田スギを活用した木製品の購入・設置を補助

大分県は、県内中小企業者のITの活用を支援するため、県の職員による「大分県ITお助け隊」が、無料訪問相談を行っています。詳細はお問い合わせください。

問 大分県情報政策課

☎097・506・2062

中小企業退職金共済制度

中小企業者を対象にした、国が掛金の一部を助成する中小企業退職金共済制度がありますので、ご利用ください。詳細は、中小企業退職金共済事業本部までお問い合わせください。

問 御勤労者退職金共済機構

☎03・6907・1234

☎28239 (市役所3階)

児童扶養手当とは

父又は母と生計を一緒にしていない児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまで)を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

次の条件に当てはまる児童を扶養・養育する父、母又はその養父母等に支給されます。

- ・父又は母が死亡した児童
・父又は母が重度の障がいの状態にある児童
・父又は母に1年以上遺棄されている児童
・婚姻によらないで生まれた児童

※公的年金を受給している人や受給できる人は、対象になりません。

ひとり親家庭等医療費とは

ひとり親家庭の親と児童及び父母のいない児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまで)の医療費を助成する制度です。

※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費の両方を受給している人は、一緒に届出をしてください。

特別児童扶養手当とは

心身に中程度以上の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする満20歳未満の児童を養育する父、母又はその

養育者に支給される手当です。

※対象児童が施設に入所している場合や障がい理由に年金を受給できる場合は、対象になりません。また、手当額は障がいの程度や所得により決定します。

問 こども未来室家庭支援係

☎28292 (市役所1階)

☎28290 (市役所1階)

飼い犬の狂犬病予防注射はお済みですか

飼い犬への狂犬病予防注射は、年1回の接種が義務付けられています。まだ接種していない場合は、動物病院で必ず接種してください。

注射料金 (市内動物病院) 1頭3000円

市内動物病院一覧

☎28090

☎24322

☎22476

☎246014

☎21646

☎21680

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存知ですか?

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)と同じ有効成分で効能・効果の等しい医薬品です。先発医薬品の特許が切れた後に厚生労働大臣の承認の下、発売されます。薬の価格は、先発医薬品と比べて大幅に安いことが特徴

第1回福祉フェア

とき 8月24日(金) 午前10時〜午後3時

ところ 日田郵便局ロビー (三本松2丁目)

内容

市内の障がい者施設の紹介(資料展示)、パン・ケーキ・工芸品など施設で作っている商品の展示・即売

社会福祉課障害福祉係

☎28290 (市役所1階)

健康保険課国保・年金係

☎28271 (市役所1階)

☎097・534・1771

募集

放送大学第2学期学生募集

放送大学は、15歳以上の人は誰でも入学できます。また、18歳以上で大学入学資格を持ち、4年以上在学し所定の単位数を取得すれば、学士(教養)の学位が取得できる正規

の通信制大学です。

申込方法

社会教育課に備付けの申込書に必要事項を記入の上、郵送

申込期限 8月20日(必着)

※詳細は、おまかせ大分のホームページ(http://www.oita-shokokai.jp/)をご覧ください。

☎7870・0026

☎097・534・9507

☎28239 (市役所3階)

8月は差別をなくす運動月間

大分県では、8月を「差別をなくす運動月間」としています。市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合う心豊かな共生社会の実現を目指しましょう。

問 人権啓発センター

☎28017 (市役所別館1階)

保健・福祉

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・特別児童扶養手当受給資格の現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・特別児童扶養手当を受給している人は、8月1日現在の養育状況などを確認するために、毎年8月に現況届を提出する必要があります。

現在受給している人には、「現況届のお知らせ」を送付しますので、指定された日時・場所へ届出を行ってください。※届出を行わない場合、引き続き受給資格があっても、8月以降の受給ができなくなりま

すので、必ず届出を行ってください。

問 御勤労者退職金共済機構

☎03・6907・1234

☎28239 (市役所3階)

児童扶養手当とは

父又は母と生計を一緒にしていない児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまで)を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

次の条件に当てはまる児童を扶養・養育する父、母又はその養父母等に支給されます。

- ・父又は母が死亡した児童
・父又は母が重度の障がいの状態にある児童
・父又は母に1年以上遺棄されている児童
・婚姻によらないで生まれた児童

※公的年金を受給している人や受給できる人は、対象になりません。

ひとり親家庭等医療費とは

ひとり親家庭の親と児童及び父母のいない児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまで)の医療費を助成する制度です。

※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費の両方を受給している人は、一緒に届出をしてください。

特別児童扶養手当とは

心身に中程度以上の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする満20歳未満の児童を養育する父、母又はその

養育者に支給される手当です。

※対象児童が施設に入所している場合や障がい理由に年金を受給できる場合は、対象になりません。また、手当額は障がいの程度や所得により決定します。

問 こども未来室家庭支援係

☎28292 (市役所1階)

☎28290 (市役所1階)

飼い犬の狂犬病予防注射はお済みですか

飼い犬への狂犬病予防注射は、年1回の接種が義務付けられています。まだ接種していない場合は、動物病院で必ず接種してください。

注射料金 (市内動物病院) 1頭3000円

市内動物病院一覧

☎28090

☎24322

☎22476

☎246014

☎21646

☎21680

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存知ですか?

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)と同じ有効成分で効能・効果の等しい医薬品です。先発医薬品の特許が切れた後に厚生労働大臣の承認の下、発売されます。薬の価格は、先発医薬品と比べて大幅に安いことが特徴

第1回福祉フェア

とき 8月24日(金) 午前10時〜午後3時

ところ 日田郵便局ロビー (三本松2丁目)

内容

市内の障がい者施設の紹介(資料展示)、パン・ケーキ・工芸品など施設で作っている商品の展示・即売

社会福祉課障害福祉係

☎28290 (市役所1階)

☎28271 (市役所1階)

☎097・534・1771

募集

放送大学第2学期学生募集

放送大学は、15歳以上の人は誰でも入学できます。また、18歳以上で大学入学資格を持ち、4年以上在学し所定の単位数を取得すれば、学士(教養)の学位が取得できる正規

の通信制大学です。

申込方法

社会教育課に備付けの申込書に必要事項を記入の上、郵送

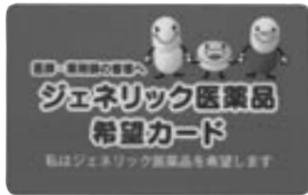
申込期限 8月20日(必着)

※詳細は、おまかせ大分のホームページ(http://www.oita-shokokai.jp/)をご覧ください。

☎7870・0026

☎097・534・9507

☎28239 (市役所3階)



みんなでつくろう自治基本条例 (第10回)



現在、市民ワーキンググループでは条例の「たたき台」を作っています。今回は、その中から「市民の権利・責務」についてご紹介します。まちづくりにおいて市民の主体的・積極的な関わりを担保するための前提となる権利を定めるとともに、まちづくりの主体は市民であることを認識し、市民として努力していくことを定めています。

【市民の権利・責務(案)の抜粋】

- ・まちづくりに関して意見を表明し、参画する権利を有する。
- ・市政運営に関する情報を知る権利を有する。
- ・まちづくりに参画するにあたって、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- ・地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努める。

第19回市民ワーキンググループ会議

と き：8月30日(木)
午後7時～9時
と ころ：市役所7階中会議室



市ホームページの自治基本条例の取組ページに、過去の会議の内容(資料、会議要旨)を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【行政資料コーナー】
市役所1階行政資料コーナーに自治基本条例関係の資料を置いてありますので、ご利用ください。

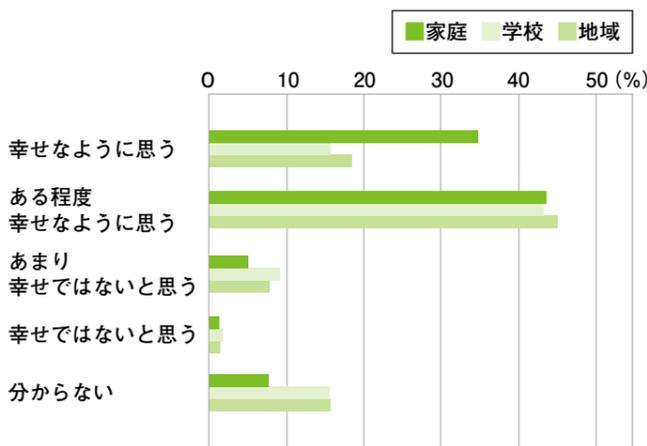
【問合せ】 ☎ 877-8601
(住所記載不要) 企画課政策企画係
☎ 22-8227 (市役所6階)
(FAX) 22-8324
(メール) kikaku@city.hita.oita.jp

人権コラム 心、豊かに 市民意識調査報告⑤

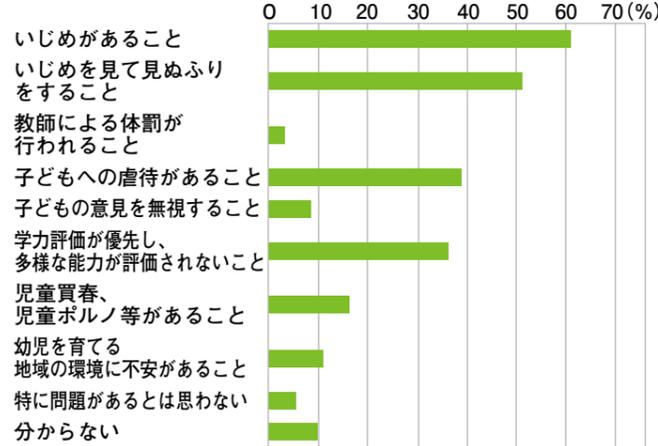
大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

今回は、「子どもの人権問題」についての調査結果をお知らせします。「子どもの現状について」はグラフ①のとおりです。「幸せなように思う」「ある程度幸せなように思う」が多くなっています。次に、子どもの人権で「特に問題だと思うもの」についてはグラフ②のとおりです。「いじめがあること」「いじめを見て見ぬふりをする」「子どもへの虐待があること」などが多くあり、いじめや虐待の問題意識の高さがうかがえます。今後も家庭・学校・地域が一体となっていじめや虐待の早期発見に努め、連携した早期対応の取組を推進します。

【グラフ①】子どもの現状について(1つ回答)



【グラフ②】特に問題だと思うもの(3つまで回答)



【問合せ】 人権啓発センター ☎ 22-8017 (市役所別館1階)

古文書入門講座

古文書読み解きの未経験者及び初心者向けの入門講座です。古文書を通して日田の歴史や文化に触れてみませんか。

と き	内 容	講 師
9月19日(水) 午後2時30分～4時	史料講座基礎編	大分県立先哲史料館 研究員
9月26日(水) 午後2時30分～4時	史料講座基礎編	
10月4日(木) 午後2時30分～4時	廣瀬淡窓書簡の解読	大分県立先哲史料館 研究員
10月18日(木) 午後2時30分～4時	廣瀬淡窓書簡の解読	
11月8日(木) 午後2時30分～4時	大分県立先哲史料館 秋季企画展史料解説講座	大分県立先哲史料館 研究員
11月15日(木)	大分県立先哲史料館 秋季企画展史料解説講座	

※電子申請有り
■申込期限
8月31日(金)(必着)
☎ 877-0077
〒877-0077
南友田町516・1
文化財保護課文化財管理係
☎ 7171 ② 7024
(埋蔵文化財センター内)
bunka@city.hita.oita.jp

第60回大分県統計グラフコンクール作品募集

大分県では、統計知識の普及と表現技術の向上のため、統計グラフ作品を募集しています。

■応募資格
高校生以上の学生及び一般

■内容
規格
仕上げ寸法 72.8cm × 51.5cm (B2判)
紙質・色彩
自由(パソコン使用可)

■提出期限 9月4日(火)

■提出先 左記に直接提出
情報統計課情報統計係
☎ 8260 (市役所6階)

人権ポスター作品募集

■応募資格 大分県内に在住又は通勤・通学する人

■内容 人権意識の普及、高揚を目指すもの

規格 B2又はB3サイズ

タウン情報

■提出方法 作品の裏に住所、氏名、電話番号を記入の上、郵送又は直接提出

※学生の場合は学校名、学年も記入。

■提出期限 9月14日(金)(必着)
☎ 870-8501
大分市大手町3-1-1
大分県人権・同和対策課
☎ 097-506-3176

納涼盆踊り大会

■とき 8月21日(火)
午後7時～9時

■ところ 日田はぎの園グラウンド

※雨天時は訓練棟で開催。

■内容 物故者供養、盆踊り、アトラクション、お楽しみ抽選会

■日田はぎの園(前田・後藤)
☎ 243508

フェイスブックの導入とビジネス活用

■とき 8月22日(水)
午後2時～4時

■ところ 日田商工会館4階大ホール

■受講料 無料

■募集数 100人(先着順)

■申込方法 電話で申込み

■日田商工会議所(伊藤)
☎ 223184

※とき・内容は都合により変更する場合があります。

平成24年度新規大卒者等&U・ターナー希望者就職面接会

■とき 8月16日(木)
午後1時～4時

■ところ トキハ会館(大分市)

■対象 来春卒業予定の大学院・大学・短大・高専・専修学校の学生(既卒3年内の人を含む)及びU・Iターンを希望する人

※履歴書(複数)と筆記用具を持参してください。

■ハローワークプラザおおいた
☎ 097-533-8600

おおいた人材Uターンセンター
登録者・登録企業募集

■受付時間
午前8時30分～午後5時15分

■申込方法 おおいた人材Uターンセンターのホームページ(<http://www.sorin-ota.or.jp>)から申込み

■おおいた人材Uターンセンター
☎ 0120-119201

8月26日(日)(午前8時に市役所北側駐車場に集合)

■ところ マリンメッセ福岡

■対象 母子・父子家庭

■内容 デイズニートンアイス福岡公演の鑑賞

■参加費
大人・子供各1000円

※弁当を持参してください。

■申込期限
8月10日(金)

■日田市母子寡婦福祉会事務局
☎ 225415

取り組むべき具体的な **8** つの施策

1 医療と介護の連携の強化

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めます。

2 介護サービス基盤の整備

介護サービス事業所の整備目標	
・特別養護老人ホーム	359床
・地域密着型特別養護老人ホーム	55床
・地域密着型特定施設入居者生活介護	29床
・認知症対応型共同生活介護	72床

3 介護サービスの質の向上

「高齢者の尊厳を保持するための良質な介護サービス」を目指し、ホームヘルパー等の研修支援を行うとともに、施設整備においては在宅生活に近い居住環境を整備するため、ユニット型施設の整備も進めていきます。

4 生活支援の推進

高齢者の地域生活を支えるため、「日常生活支援」のための各種事業を実施していきます。

5 健康づくりの推進

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、健康づくりに取り組むことを目的とした一次予防の取組を推進していきます。

6 認知症高齢者支援体制の推進

認知症についての理解を深め、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で、共に生活を営めるような支援体制を目指します。
また、相談窓口の開設やグループホームなどの地域密着型サービスの充実を図ります。

7 高齢者の積極的な社会参加

明るく活力に満ちた高齢社会を実現するために、積極的な役割を果たすための社会参加や生きがい活動を支援します。

8 高齢者の保健福祉を支える社会的基盤の確立

住民一人ひとりが人権を尊重し、お互いを理解するとともに、高齢者を地域で支える体制づくりの整備が必要です。高齢者や障がい者に優しいまちづくりの推進に努めます。

明るく活力ある高齢社会を目指して、4つの基本目標を掲げます。

4つの基本目標

「ともに暮らし、ともに助け合う地域福祉」の充実に努めるとともに、高齢者が健康で安心して暮らせるよう、社会基盤づくりや保健・医療・福祉サービスの連携・充実を図ります。

基本理念

「高齢者が健やかに生き生きと暮らせる安心の町《ひた》」

1 活力ある高齢者像の構築
高齢者が自らの経験と知識を活かして社会活動への参加や介護の担い手として活躍できるよう、積極的な社会参加を総合的に支援し、「活力ある高齢者像」を社会全体で構築していくことを目指します。

2 高齢者の尊厳の保持と自立支援
人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたり健やかで安らぎのある人生を送ることは、全ての人の願いです。

3 支え合う地域社会の形成
全ての高齢者やその家族が、住み慣れた地域で生きがいを持ち自立して暮らしていくためには、地域包括ケア体制の整備が必要です。
そのため、住民同士による支え合いのネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなど、支え合う地域社会の取

4 利用者から信頼される介護サービスの確立
介護保険法の実施に伴い、介護サービスの利用も大きく伸びていて、老後を支える仕組みとして定着しています。
これから、介護サービスの質的向上・基盤整備を図り、情報提供・相談体制、権利擁護対策、サービスの総合調整機能の充実に取り組み、利用者を中心としたサービス提供が行われる環境づくりを進めます。

高齢者が自立した生活を尊厳を持って送ることができるよう、状態に応じた介護予防の支援を行います。
また、認知症高齢者に対する支援として、権利擁護のための体制確立に取り組んでいきます。

組を積極的に支援し、高齢者の生活環境の整備を進め、福祉基盤の強化を図ります。

第5期日田市老人保健福祉計画（平成24年度～26年度）策定
「高齢者が健やかに生き生きと暮らせる安心のまち」を目指して

【問合せ】長寿福祉課介護保険係 ☎22-8264（市役所1階）
長寿福祉係 ☎22-8299（市役所1階）
健康保険課健康支援係 ☎24-3000（ウエルピア内）

計画策定の趣旨

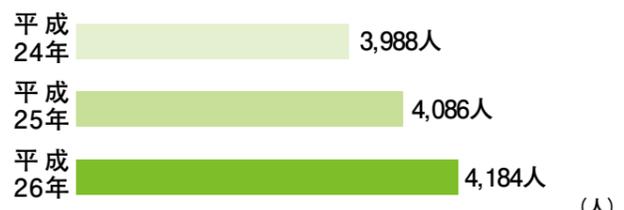
日田市の高齢化率は28.3%（平成23年10月末）で、全国平均23.0%を大きく上回り、平成26年には30%を超えると推計されています。また、急速な少子・高齢化や家族構造の変化により、年々、要介護高齢者が増加する一方で家庭における介護力は低下しています。
このような状況の中、市では平成12年に介護保険制度を導入するなど、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みを作ってきました。
平成24年度を初年度とする第5期計画は、高齢化が本格化する平成27年度以降における高齢者の生活や介護の姿をも見据えて、新たな視点での取組をスタートします。
高齢者やその家族が、いつでも・どこでも・必要なサービスを受けることができるように、市民一人ひとりが高齢者問題を受け止め、社会全体で支え合う、社会基盤づくりや保健医療、福祉サービスの連携・充実を図るべく、本市の老人保健福祉の指針として策定するものです。

高齢化の現状と将来設計

平成23年10月末日には、7万1560人だった日田市の人口は、本計画の最終年度である平成26年度には6万9191人と年々減少していくと推計されますが、高齢化率は逆に年々増加し、平成23年10月末日では28.3%だったものが、平成26年度には30.6%に達すると推計されます。

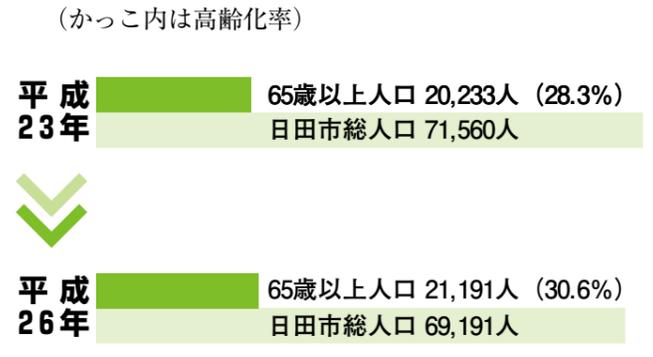


要介護（支援）認定者数の推計



区分	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
H24	662	474	857	576	475	502	442	3,988
H25	675	483	882	591	488	514	453	4,086
H26	687	493	901	608	503	528	464	4,184

総人口・高齢者人口将来推計



しつこい勧誘から自分の身を守りましょう

日田市消費者団体連絡協議会と市で行った「訪問販売・電話勧誘販売に関するアンケート」に、489人から回答をいただきました。その集計結果を紹介します。

再勧誘販売の禁止

訪問販売・電話勧誘販売では、断った後の再勧誘は禁止されています。

事業者の義務と禁止行為

- ① 勧誘に先立って、氏名、名称、勧誘目的であること、勧誘商品などを明示しなければなりません
- ② 勧誘を受ける意思があるかどうか確認しなければなりません
- ③ 契約をしない意思表示をした人に対して、再度勧誘をしてはいけません

消費者の皆さんへ

- ・ 契約は即決せず、家族・知人に相談するなどして十分に検討しましょう。
- ・ 訪問販売・電話勧誘販売はクーリング・オフの対象です。困ったときは消費生活相談窓口（☎09393）に相談してください。
- ※ 訪問販売・電話勧誘販売のクーリング・オフ期間は、書面を受け取った日から8日以内です。

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売で思わず契約してしまった場合、消費者が契約を一方的に取り消すことができる制度です。

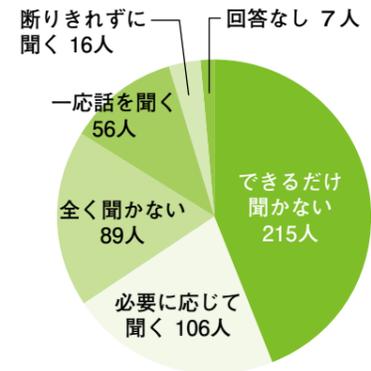
※一部、クーリング・オフできないものもあります。

1年以内に訪問販売・電話勧誘販売を何回受けましたか？（複数回答可）

	訪問	電話		訪問	電話		訪問	電話
貴金属買取	286	269	保険	93	309	美容関係	30	201
塾・教材	24	112	家屋修理	113	101	浄水器・水	31	68
資格取得	12	44	火災報知機	33	80	新聞	268	52
食品	48	186	ハウスクリーニング	43	63	ネット接続回線	48	495
健康食品	69	413	寝具	45	28	地デジ・アンテナ	11	64
震災復興関連	8	32	冠婚葬祭互助会の入会	90	279	株式・社債への投資	23	227

訪問販売・電話勧誘販売を受けたときに、あなたはどうか対応しますか？

約60%の人が状況に応じて話を聞かないようにするなど、自分なりの対処をすることにより、身を守っています。

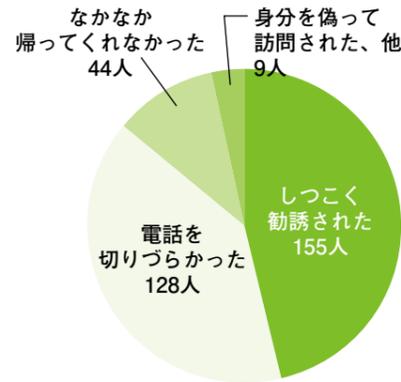


❗ 意思をしっかりと伝えましょう

「買いません」「お断りします」「必要ありません」「お帰りください」など、はっきりと意思を伝えましょう！

訪問販売・電話勧誘販売を受けたときに、困ったことはありましたか？

しつこく勧誘された、電話を切りづらかったなどで困ったという意見が多くあります。



❗ こんな断り方はNG！

「いいです」「忙しいのでまた今度」「考えておきます」などと答えると、業者に都合よく解釈され、再びしつこい勧誘を受けてしまうことがあります。

アンケート実施期間：平成24年2月10日～3月9日
 アンケート調査方法：調査員が配付・回収
 調査対象：一般消費者500人 回収率：97.8%（489人）
 ※アンケート結果の詳細は、市ホームページに掲載しています。

相談は消費者ホットラインへ

☎0570-064-370

【問合せ】 市民活動推進課消費生活・男女共同参画推進係
 ☎22-9393（市役所2階）

国民年金制度が改正されました

国民年金保険料の事後納付期間が平成24年10月から延長になります

老齢年金を受け取るためには

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間、国民年金保険料を納めると満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を滞納した期間があったり、資格取得などの届け忘れなどで、国民年金保険料の納付期間（免除期間も含む）が25年に満たない場合は、年金そのものを受け取ることができなくなってしまうことがあります。

事後納付できる期間が延長されます

平成23年8月4日に「年金確保支援法」が成立しました。これによって、10月1日から国民年金保険料の未払い分を事後納付できる期間が2年から10年に延長されます。

※事後納付…保険料を支払っていない期間の分の保険料を遡って支払うこと。

※10年間分を事後納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までです。

※既に老齢基礎年金の受給権を持っている人は、納めることができません。

国民年金保険料を後納するメリット

・将来受け取る年金額を増額できます

65歳以上から受け取ることができる老齢基礎年金は、満額（20歳から60歳まで納めた場合）で年間約80万円なので、国民年金保険料の未払い分を1年間分納付すると、老齢基礎年金が年間で約2万円増額する計算となります。

（例）80歳まで15年間受け取る場合

年金を1年間分事後納付したときに納める額
 約1万5,000円×12か月で
約18万円



65歳から80歳までに受け取ることができる額
 約2万円×15年で
約30万円

・現時点で年金の受給資格がない人も資格を得られる可能性があります

まずは年金記録の確認・お問合せを

まずは、国民年金保険料専用ダイヤル又は日田年金事務所にお問い合わせください。

・国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
 （050又は070から始まる電話は☎03-6731-2015）

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分（ただし、月曜日は午後7時まで）

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

【問合せ】 日本年金機構日田年金事務所 ☎22-6174

健康保険課国保・年金係 ☎22-8271（市役所1階）

国・重要無形民俗文化財

日田祇園祭



日田の暑い夏を盛り上げる夏の風物詩、日田祇園祭。今年も祇園囃子の音色と山鉦を曳く威勢のいい掛け声が響き渡った。

これに先駆けて7月19日には日田祇園山鉦集団顔見世が行われ、隈・竹田、豆田両地区計8基の山鉦が集結。7月3日から続いた豪雨災害からの復旧を祈り、力強く勇壮な流れ曳きを披露した。その後、8基のちようちんに一斉に明かりがともると、多くの観客から盛大な拍手が送られた。



浴衣スナップ 色とりどりの浴衣姿が祭りに華を添えました。



元気な日田っ子
あつまれ!



誕生日の記念にお子さんの写真を載せてみませんか。応募方法は次のとおりです。

■対象

10月に誕生日を迎える
3歳までのお子さん

■掲載人数 20人程度(抽選)
※抽選の結果は、当選者のみにご連絡します。

■申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

○はがきから

住所、お子さんの氏名と生年月日、保護者名、昼間の連絡先の電話番号を記入の上、郵送

○ホームページから

市ホームページ(電子申請システムのページ)から申込み

○携帯電話から

下記の2次元コードから申込み



※申込みの際は、写真を送付する必要はありません。

■申込期限 9月1日(土)

■申込み・問合せ

〒877-8601

(住所記載不要) 総務課広報係

☎228627(市役所4階)

日田市の人口

(平成24年6月30日現在)

□人口 71,054人

(前月比-20人)

□男 33,592人

□女 37,462人

□世帯 26,916世帯



みこと
瀬口心詞ちゃん
(1歳・本町)



はるひと
井上晴仁ちゃん
(1歳・吹上町)



らいと
木下輝斗ちゃん
(1歳・田島町)



高瀬のぞみちゃん
(1歳・内河町)



はるひと
増田晴仁ちゃん
(1歳・誠和町)



そうすけ
阿南蒼祐ちゃん
(2歳・天瀬町出口)



そうた
中山颯太ちゃん
(2歳・中央1丁目)



いお
山本唯央ちゃん
(2歳・三本松新町)



ももか
渡邊百々香ちゃん
(2歳・亀川町)



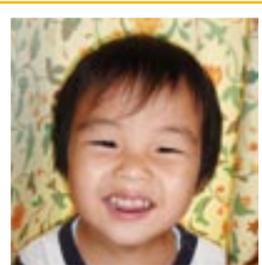
かいと
深町魁仁ちゃん
(2歳・田島2丁目)



てんま
小野天摩ちゃん
(2歳・港町)



ゆずは
小関柚葉ちゃん
(2歳・天瀬町桜竹)



しゅうすけ
森下脩介ちゃん
(3歳・淡窓1丁目)



りみ
小山莉実ちゃん
(3歳・三芳小瀬町)



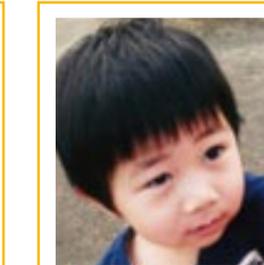
かほ
大石葉子ちゃん
(3歳・上城内町)



ふうま
江田楓真ちゃん
(3歳・天瀬町合田)



かな
河津茄花ちゃん
(3歳・大山町東大山)



えいた
穴井瑛大ちゃん
(3歳・南友田町)



らら
吉富桜々ちゃん
(3歳・三本松1丁目)

チャイルド
プラザ

☎25-5300

- ★ベビーマッサージ 8日(水) 午前11時～
- ★ベビィヨガ 20日(月) 午前11時～
- ★お誕生会 22日(水) 午前11時～(誕生者は午前10時30分に集合)

丸の内
子育て支援センター

☎23-1890

- 身体計測 7日(火) 午前9時30分～正午
- 誕生会 24日(金) 午前10時30分～
- 小袋先生の発達相談 29日(水) 午前9時30分～午後4時

ひのくま
子育て支援センター

☎22-7565

- ★そうめん流し 7日(火) 午前10時30分～
- 開放日(お父さんと亀山公園で川遊びをしよう) 18日(土) 午前10時～正午
- プレマクラブ 22日(水) 午後1時30分～3時

まえつえ
子育て支援施設

☎53-2409

- お誕生会 7日(火) 午前10時～
- ランチday 22日(水) 午前10時～
- せいまお兄さんと遊ぼう 24日(金) 午前10時～

大山児童館

☎52-2901

- DVD上映会(小学生対象) 4日(土) 午前10時30分～
- キラキラマリーンドーム作り 9日(木)・10日(金) 午前10時30分～
- クリアモビール作り 23日(木)・24日(金) 午前10時30分～

天瀬児童館

☎57-8922

- 吹き絵・花火の制作 4日(土) 午前10時30分～
- 小学生チャレンジ週間(輪投げ・ボーリング) 21日(火)～23日(木) 午前10時30分～
- スタンプ遊び 29日(水) 午前10時30分～

中央児童館

☎27-6406

- 避難訓練(小学生対象) 3日(金) 午前10時30分～
- せいまお兄さんと遊ぼう(プール遊び) 10日(金) 午前10時30分～
- 療育「音あそび」 24日(金) 午前10時30分～

子育てを応援します!
じどうかん
支援施設



の主な催し



松原児童館(☎22922)は、毎週土曜日のみ開館しています。

★印は事前予約が必要です。※児童館の利用には、年1回登録申請書(押印必要)を提出してください。

日曜・祝日当番医

内科

◎◎◎急患に限ります
◎往診はしません
◎午前9時～午後5時

月	日	病医院名	所在地	電話
8	5	聖陵花月クリニック	清水町	27-5050
	12	河津内科呼吸器科	石井町2丁目	23-8123
	14	こじかこどもクリニック	清岸寺町	28-8771
	15	若宮病院	南元町	22-7171
	19	桂林胃腸科循環器科病院	城町1丁目	22-1231
	26	麻生小児科医院	淡窓2丁目	24-2323
9	2	坂東小児科	誠和町	22-3300
	9	隈診療所	隈1丁目	22-0033
	16	岩尾病院	淡窓2丁目	22-6161
	17	佐藤内科医院	田島1丁目	22-1170

外科

◎◎◎急患に限ります
◎往診はしません
◎午前9時～午後5時

月	日	病医院名	所在地	電話
8	5	原病院	三本松2丁目	22-7151
	12	城谷病院	元町	23-6115
	14	五反田胃腸科外科病院	若宮町	23-8386
	15	堀田クリニック	新治町	22-2662
	19	秋吉病院	豆田町	23-0808
9	2	原病院	三本松2丁目	22-7151
	9	城谷病院	元町	23-6115
	16	五反田胃腸科外科病院	若宮町	23-8386
	17	堀田クリニック	新治町	22-2662

※変更することがありますので、注意してください。
問合せは、市役所 ☎3111 又は 夜間・休日当番医案内 ☎0099 (午後5時以降音声テープ対応) へ。

歯科

◎◎◎来院前に電話が必要
◎印は午前9時～正午
◎午前9時～午後5時

月	日	病医院名	所在地	電話
8	5	石松朗歯科医院	丸山1丁目	24-3718
	12	はたの歯科医院	豆田町	22-7736
	19	◎武内歯科医院	元町	22-3034
	26	井上歯科医院	三本松1丁目	22-3305
9	2	伊藤歯科医院	玉川町	24-5700
	9	◎小野歯科医院	天瀬町赤岩	57-2102
	16	樋口歯科クリニック	南元町	22-8881
	17	もちまつ歯科医院	清水町	22-8071
	22	後藤歯科医院	東町	22-0002
23	◎桑野歯科医院	隈2丁目	22-2556	

※救急指定病院は、入院治療が必要な重病患者を対象とします。対象とならない人の受診により、救急指定病院の業務に支障を来しますので、気になる症状がある場合は、早めにかかりつけ医に受診し、夜間等に診察が必要になった場合は、上記の「当番医」で受診しましょう。

- ◆救急指定病院 日田中央病院(淡窓2丁目) ☎3181 聖陵岩里病院(銭測町) ☎21600
済生会日田病院(清水町) ☎241100 一ノ宮脳神経外科病院(竹田新町) ☎246270
- ◆大分県子ども救急電話相談 ☎097-503-8822 又は #8000 (携帯電話、プッシュ回線)
- ◆子どもの救急ホームページ 社団法人日本小児科学会 <http://kodomo-qq.jp>

夜間当番医 (午後7時～10時)

月	日	曜	病医院名	所在地	電話
8	1	水	こじかこどもクリニック	清岸寺町	28-8771
	2	木	麻生小児科医院	淡窓2丁目	24-2323
	3	金	岩尾病院	淡窓2丁目	22-6161
	4	土	膳所医院	本町	22-3292
	5	日	聖陵花月クリニック	清水町	27-5050
	6	月	隈診療所	隈1丁目	22-0033
	7	火	日野内科	天神町	23-6009
	8	水	佐藤内科医院	田島1丁目	22-1170
	9	木	下飛田小児科	中央1丁目	24-1148
	10	金	福田医院	清岸寺町	22-1648
	11	土	坂東小児科	誠和町	22-3300
	12	日	河津内科呼吸器科	石井町2丁目	23-8123
	13	月	松浦クリニック	中央1丁目	24-4155
	14	火	こじかこどもクリニック	清岸寺町	28-8771
	15	水	若宮病院	南元町	22-7171
	16	木	麻生小児科医院	淡窓2丁目	24-2323
	17	金	岩尾病院	淡窓2丁目	22-6161
	18	土	聖陵花月クリニック	清水町	27-5050
	19	日	桂林胃腸科循環器科病院	城町1丁目	22-1231
	20	月	隈診療所	隈1丁目	22-0033
	21	火	日野内科	天神町	23-6009
	22	水	膳所医院	本町	22-3292
	23	木	佐藤内科医院	田島1丁目	22-1170
	24	金	福田医院	清岸寺町	22-1648
	25	土	松浦クリニック	中央1丁目	24-4155
	26	日	麻生小児科医院	淡窓2丁目	24-2323
	27	月	下飛田小児科	中央1丁目	24-1148
	28	火	河津内科呼吸器科	石井町2丁目	23-8123
29	水	こじかこどもクリニック	清岸寺町	28-8771	
30	木	若宮病院	南元町	22-7171	
31	金	聖陵花月クリニック	清水町	27-5050	
9	1	土	岩尾病院	淡窓2丁目	22-6161
	2	日	坂東小児科	誠和町	22-3300
	3	月	佐藤内科医院	田島1丁目	22-1170
	4	火	日野内科	天神町	23-6009

※変更することがありますので、注意してください。
問合せは、市役所 ☎3111 又は 夜間・休日当番医案内 ☎0099 (午後5時以降音声テープ対応) へ。

夏の妖怪(ようかい)展

実物大の妖怪展示や、妖怪の絵の募集、妖怪パズルなど、怖くて涼しい催物がいっぱいです。お子さんから学生、社会人まで楽しめます。是非、お越しください。

- とき 8月1日(水)～8月15日(水)
- ところ 2階研修室

子供用スタンプラリースタート! 8月のベストリクエスト

- 対象 小学生以下の図書館利用者
- 期限 12月28日(金)

図書館で予約回数の多かった本を紹介します。本選びの参考にしてください。

- 👑 舟を編む 三浦しをん/著
- 👑 霖雨 葉室麟/著
- 👑 共喰い 田中慎弥/著
- 👑 サファイア 湊かなえ/著
- 👑 ナミヤ雑貨店の奇蹟 東野圭吾/著

おいでよ!おはなし会

●とき・ところ (午後2時～3時)
8月11日(土)・25日(土)
児童コーナー

●内容
ボランティアの皆さんによる紙芝居や大型絵本等の読み聞かせ

今月の新刊。



光
道尾秀介/著 光文社
仲間と共に経験した、わくわくするような謎。逃げ出したくなる恐怖と、忘れがたい奇跡…。闇と光の作家・道尾秀介が、柔らかくも綿密に書き上げた、少年小説。



とってもかわいい! たべものおりがみ
いしかわまりこ/著 ポプラ社
スイーツやパン、お弁当など、大好きな食べ物を折って遊ぼう! おいしい食べ物の折り紙60点を、カラー図解で紹介。簡単、かわいいアイデアが満載の1冊。



フェイスブックが危ない
守屋英一/著 文春新書
利用者の激増に伴って、プライバシーの流出やサイバー犯罪の被害も増加しているフェイスブック。セキュリティの第一人者が、安心して使うための実践的なノウハウを伝授。1,000万ユーザー必読。

図書館 に 行こう

淡窓図書館

TEL 22-2497
(FAX 26-3210)

開館時間: 午前10時～午後7時
(日曜日は午後6時まで)

8月 (■…休館日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

元の生活を取り戻すまで、全力を挙げて復旧に取り組みます



7月3日からの大雨により被害に遭われた市民の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

3日、1時間に約80.5ミリを記録した豪雨は、河川や道路、農地や山林、住居などに甚大な被害をもたらしました。また、復旧作業に追われていた矢先の14日にも、追い打ちをかけるように再び豪雨が襲いました。

3日の豪雨では河川の氾濫や家屋の倒壊による人的被害はありませんでしたが、続く14日の豪雨では、残念ながら車で筑後川に転落するとうい不幸な事故が発生し、死者が1名、負傷者が1名、住家の全壊や半壊、一部損壊、床上・床下浸水といった家屋被害は1000件以上、道路や河川、土砂災害、農林水産被害やライフラインである水道など、その他の被害も800件を超え、これまで経験したことのない大災害となりました。

特に、自宅の状況を心配しながら避難所での不安な夜を過ごされた方や、家屋を失われたり再度の浸水に遭われた方々の重なる心労は察するに余り有ります。

市といたしましては、災害の復旧と被災者の皆様への支援にできる限

り早急に対応すべく努めてまいりましたが、同様に早期から献身的な援助をいただきました、国・県を始め、日本赤十字社や大分市、各種団体の方々、ボランティアの皆様、支援金をお寄せくださった方々に衷心より感謝申し上げます。

また、地域の方々が自主的かつ迅速に避難を呼び掛けていただいたことが、被害の拡大を防ぐ大きな要因の一つであったと確信いたしております。

このたびの災害を受け、自助・共助・公助の重要さを改めて認識した次第です。

ようやく天気も落ち着きをみせ、徐々にふだんの生活を取り戻しつつありますが、道路の寸断や土砂災害の危険性の除去、山林・農地災害の復旧など、完全復旧に至るには、まだまだ時間を要するものもございませし、被災された方々への精神的サポートレスに対する心のケアにも継続して取り組まなければならないと考えています。

市民の皆様と力を合わせて、この災害を乗り越えるまで、全力を挙げて取り組みます。

日田市長 原田啓介